

～バリアフリー化や断熱改修をご検討中の皆様へ～

令和3年度住宅バリアフリー化等支援事業



自宅のバリアフリー化等に要する費用の一部を助成することにより、自宅内での転倒等による事故を防止し、住み慣れた住宅に安心して長く居住することができるよう支援します。

【対象工事】 合算額が3万円以上の下記に該当する工事

※工事着手前に申請し、書類の審査を受ける必要があります。

- ① 手すりの設置・スロープの設置・室間の段差解消・浴室の改修・トイレの改修・引戸等への変更・廊下等の拡幅・椅子式階段昇降機の設置
- ② 断熱改修※¹

【対象住宅】 市内に本人が所有し居住する住宅（敷地内を含む）

【助成内容】 対象工事費の10分の3を助成(上限10万円)

【対象世帯】 対象工事の①については、原則※²として同居者全員が下記の認定または交付を受けていないこと。

- 要支援・要介護の認定
- 身体障害者手帳1、2級の交付
- 療育手帳㊤の1からAの2の交付（その他裏面参照）

※¹ 対象工事②「断熱改修」については、「対象世帯」による制限はありません。

※² 対象外世帯である場合は、まずは、介護保険課、障害福祉課の同様の助成事業についてそれぞれの課へお問い合わせください。その結果、各課の助成事業の対象とならなかった場合には改めて住宅政策課へご相談ください。

お問い合わせ先

船橋市役所 住宅政策課 電話：047-436-2712

対象要件

【申請に関する要件】

<input type="checkbox"/>	市内に1年以上居住し、住民基本台帳に記録されていること
<input type="checkbox"/>	対象工事①については、申請者及びその同居する世帯全員が下記の認定または交付を受けていないこと ●介護保険の要支援・要介護の認定 ●身体障害者手帳1、2級の交付 ●療育手帳④の1からAの2の交付 ※対象工事②（断熱改修）については、この要件による制限はありません
<input type="checkbox"/>	過去に同一の住宅で、本助成のほか、国、県、市等の他の住宅改修費による補助金等の交付を受けていないこと
<input type="checkbox"/>	生活保護法に規定する被生活保護世帯でないこと
<input type="checkbox"/>	申請者及びその同居する世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
<input type="checkbox"/>	自らが所有し、当該住宅に居住していること

【住宅・施工者に関する要件】

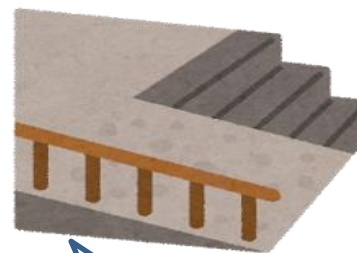
<input type="checkbox"/>	市内に既存する住宅であること※ ※併用住宅の場合は、居住部分のみを対象とします 共同住宅の場合は、専有部分のみを対象とします
<input type="checkbox"/>	登記されている住宅であること
<input type="checkbox"/>	建築基準法に適合する住宅であること
<input type="checkbox"/>	市内に支店等を有する又は対象となる住宅の建設を行った施工者であること

助成内容

合算額が3万円以上の下記に該当する工事について、工事費用の10分の3を助成します。（上限10万円）※対象工事の詳細については別紙をご覧ください。

- 例)
1. 手すりの設置
 2. スロープの設置
 3. 室間の段差解消
 4. 浴室の改修
 5. トイレの改修
 6. 引戸等への変更
 7. 廊下等の拡幅
 8. 椅子式階段昇降機の設置
 9. 断熱改修

引戸へ変更



スロープの設置

交付の流れ

【1】申請書の提出

〈令和4年1月11日まで〉

工事着手前に、下記の書類を住宅政策課に提出してください。

<input type="checkbox"/>	船橋市住宅バリアフリー化等支援事業助成申請書（第1号様式）
<input type="checkbox"/>	市税等助成要件確認同意書（第2号様式）
<input type="checkbox"/>	固定資産税納税通知書の写し又は建物全部事項証明書の写し
<input type="checkbox"/>	「検査済証」の写し等（建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合することを証する書類）
<input type="checkbox"/>	工事予定箇所を記載した対象住宅の間取り図
<input type="checkbox"/>	工事予定箇所のカラー写真（段差解消工事の写真の撮り方については注意点がございますので、裏面をご覧ください。）
<input type="checkbox"/>	見積書等（工事箇所ごとの仕様、数量、工事費等がわかるもの）
<input type="checkbox"/>	施工者が市内に支店等を有すること、又は対象となる住宅の建設を行ったことが分かる書類
<input type="checkbox"/>	（代理人が申請を行う場合）委任状

※マンションの開口部（窓・玄関）の改修については、多くの場合管理規約上共用部とされていますので、マンション管理規約等の書類の提出を求める場合がございます。



書類の審査をした上で、交付決定通知書を送付します。
※審査は1か月程度かかります。

【2】工事着手・完了・支払

市から交付決定の通知を受けた後、工事に着手し、令和4年3月31日までに完了させ、支払を完了してください。また、工事の変更や中止する場合には速やかに市へ連絡してください。

【3】実績報告（郵送可）

〈令和4年3月31日まで〉

工事完了後、下記の書類を令和4年3月31日までに住宅政策課に提出してください。

<input type="checkbox"/>	船橋市住宅バリアフリー化等実績報告書（第7号様式）
<input type="checkbox"/>	領収書の写し
<input type="checkbox"/>	工事完了箇所のカラー写真
<input type="checkbox"/>	（申請時から金額が変更となった場合）支払い額の内訳を示す書類（請求書等）の写し



報告書類を確認した上で、助成金額確定通知書を送付します。送付後、1か月程度で指定の口座に助成金をお振込みします。

送付先) 〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25 住宅政策課

～Q&A～

Q：申請はいつまでにすればいいですか？

A：令和4年1月11日までに申請書類を揃えて提出してください。

Q：工事期限はありますか？

A：令和4年3月31日までに工事及び支払いを終え、実績報告書を提出してください。

Q：工事が終わっている場合や工事中の場合は助成の対象になりますか？

A：工事が完了している場合や工事中の場合は対象になりません。必ず工事着手前に申請を行ってください。

Q：バリアフリー工事と併せて外壁の塗装や壁紙の貼り替え等のリフォーム工事を行う予定ですが、申請はできますか？

A：申請できます。ただし、外壁塗装や壁紙の貼り替え等のリフォーム工事は助成の対象ではありませんので、見積書や明細書には工事内容の内訳が明確になるように記載してください。

Q：交付申請を行った後で、工事の内容に変更が生じました。変更はできますか？

A：工事内容に変更が生じた場合は「船橋市住宅バリアフリー化等支援事業内容変更申請書（第4号様式）」に変更内容がわかる書類を添えて申請してください。なお、工事を中止する場合には「船橋市住宅バリアフリー化等工事中止報告書（第6号様式）」を提出してください。

Q：2世帯住宅に住んでいます。親世帯が介護認定を受けている場合でも申請できますか？

A：2世帯住宅は一つの住戸とみなしますので、対象工事①については原則申請できません。

Q：対象工事の細かい規定はありますか？

A：別紙「対象工事一覧」をご覧ください。詳細についてはお問い合わせください。

Q：工事終了後、工事箇所の確認のため家に上がることはありますか？

A：基本的には報告書類等で確認を行います。場合によっては現地を確認させて頂くことがあります。

Q：要支援・要介護の認定や障害者手帳の交付等を受けている場合、助成を受けることは出来ますか？

A：介護保険課、高齢者福祉課、障害福祉課にて住宅改修の助成を行っています。詳しくは各課へお問い合わせください。

Q：介護保険法に基づく住宅改修や他の支援事業等と併用できますか？

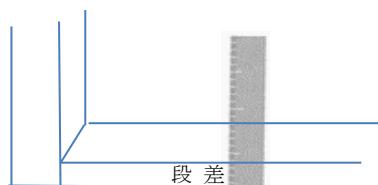
A：できません。ただし断熱改修工事については申請が可能となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

○段差の写真の撮り方について

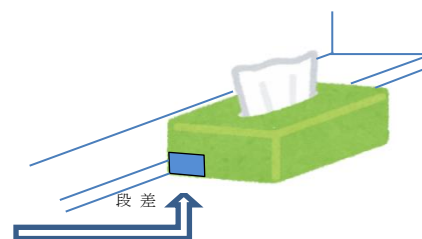
段差箇所に定規等を床と垂直において頂き、高さが分かるように水平に撮ってください。

定規等が無い場合には、下の切り取り線で切った紙をティッシュボックス等に貼って床と平行になるよう段差箇所に置いて頂ければ、高さが分かる写真を撮ることが出来ます。

段差の測り方



段差と垂直になるよう定規等を置いて、水平に写真を撮ってください。



底に合わせて角に貼って頂き、ティッシュボックスと段差が水平になるように置いてください。